

## 不起訴をあきらめない弁護活動

刑事弁護委員会委員 寺林 智栄 (60期)

### 1 受任から方針を決めるまで

ある日、強姦致傷事件の被疑者国選が舞い込んだ。

被疑者の男性（20代後半。以下、Aさんという）が姦淫することを企てて、深夜、知り合いの女性宅を訪れたところ、被害者が姦淫を拒否したことから顔を殴る、首を絞めるなどの暴行を加えて女性の反抗を抑圧して姦淫し、これらの暴行によって、頸部痛や右膝打撲などの全治約5日の傷害を負わせたとされていた。

この日の夜、初回接見に行った。Aさんは、概ね以下のように話してくれた。

被害者の女性は、以前の恋人であった。現在の妻と結婚した後も、時折連絡を取り合っており、女性宅で性交渉をしたことが、過去に2、3回あった。

事件の日は、同僚らと被害者宅の近くで酒を飲んでおり、その後、彼女の家を訪ねた。

性交渉を拒否されてはおらず、彼女の求めに応じて避妊具をつけて性交渉を始めた。顔を殴ってはいない。首は絞めたが性行為の一環であって、彼女の同意があった。

途中で避妊具が外れたが、その後、性交渉を続行した。自分はよくわからないが膣内に射精した可能性があり、性交渉を終えた後に彼女がパニック状態になって、警察に通報した。まずいと思ってアパートを出た。

Aさんの言い分は、性交渉には同意があったというものであった。

警察署及び検察庁では、既に弁解録取書が1通ずつ作成されている。概ね同じような内容のようであった。

Aさんは、きちんと謝って示談金を渡せば彼女は許してくれるのではないかと話した。50万円くらいであれば、自力で用意できるとのことである。彼女が示談してくれるのであれば、全て認めてもいいとまで言い出した。

私は、示談ができるかは、彼女の気持ちひとつで決まるので、甘い見通しを持ってはいけない、安易に認めてしまって結局起訴されてしまったら取り返しがつかなくなる、などと説明した。そして、今後の取調べでは黙秘するように指示をした。

自宅に帰って、Aさんの奥さんに電話をした。奥さんは、ある程度事情を察していたようで落ち着いており、示談金を用意する段取りにも協力すると言ってくれた。

私は、2人目の弁護人を古橋将弁護士（当会会員）に依頼した。そして、示談を進めながら黙秘をさせる方針を確認した。

### 2 示談が成立するまで

示談金の50万円が預り金口座に振り込まれたのを確認して、私は、被害者の女性に手紙を書いた。

私と古橋弁護士は、基本的には交代で毎日接見に行き、その日の取調べの状況を確認し、黙秘の指示を続けた。

何回目かの接見で、Aさんがそれまで私や古橋弁護士に話していなかったことを話し始めた。それは、避妊具が取れた後、彼女が、はっきりと、避妊具を再度つけるよう要求したにもかかわらず、Aさんが避妊具をつけずに姦淫し、彼女が抵抗してもそのまま続

行したということであった。

少なくとも、避妊具が取れた後以降は、彼女の姦淫に対する同意はなかったことになる。そうすると、その時点で強姦は成立するし、傷害についても場合によっては、帰責されうる。示談をしなければ起訴は避けられない状況になった。

こちらで用意している示談金がかなり低額であることが気になった。しかし、Aさんには借金があり、債務整理をしている最中であった。渡せるのは、自力で用意した50万円だけであった。

不安が残る中、被害者の女性から連絡があった。一度会って話がしたいと言う。電話の2日後、古橋弁護士とともに被害者の女性と面談することになった。

面談の日、女性は、Aさんが事件のことをどのように話しているのかと私たちに聞いてきた。私たちは、彼の言い分をほぼそのまま伝えた。検察官は、示談が成立したら被害者に必ず連絡をする。その時に、弁護人が真実を伝えていないと言われて、示談が覆されるのを防ぐためであった。

私たちの方からも、事件当日の状況を詳しく彼女に尋ねた。話をしていく過程の中で、彼女の言い分とAさんの言い分が、それほど大きく食い違っていないことが判明した。

女性は、裁判になっても、自分の気力がもつとは思えないと話した。できれば告訴を取り下げてこの件を終わらせたいという意向であった。

しかし、やはり、50万円という金額が示談金として低すぎるのではないかという疑問を持っていた。

私と古橋弁護士は、この50万円は、彼が「この程度のお金で十分だろう」と考えて提示した金額ではなく、今のAさんが出せる精一杯の金額であることを説明した。

彼女は、Aさんがこの事件を軽く見て50万円を提示したのではないかと考えていたようだった。私たちの説明に、理解を示してくれた。

それでも、一度持ち帰って考えたいと言った。私たちも、「大切なことだから、じっくり考えてほしい」と伝えた。そして、「他の弁護士に相談してもらって構わない」と話した。自分も、そして古橋弁護士も、それだけ誠実に話をした自信があった。彼女は、「他の弁護士に相談することも含めて検討します」と言ってその場を後にした。

取調べに対する対応を、この後、古橋弁護士と再検討した。示談成立の見込みは低くはないだろうが、確実ではない。この時点で供述させるのは、やはり危険だという結論になった。私と古橋弁護士は、Aさんと接見し、彼女との面談の内容を報告したうえで、このまま黙秘を貫くよう指示をした。

彼女から連絡が来たのは、翌日夜のことである。50万円を受け取って示談し、その後、告訴も取り下げたいということであった。

翌日、もう一度3人で会い、示談書を取り交わした。その後、彼女は告訴を取り下げ、その日のうちにAさんは釈放された。延長後の勾留満期の2日前のことであった。

### 3 まとめ

この事件では、最初の段階では、Aさんに黙秘をさせることに何の迷いもなかった。しかし、示談成立の見込みが高くなった時点で、黙秘を貫かせるかどうか気持ちが揺らいだ。強姦致傷は、親告罪ではない。そのため、調書を作成させないことで、悪質な事案と判断されるのではないかという恐怖心が一瞬芽生えたのである。

しかし、この度の経験で、黙秘をさせつつ示談交渉を進めるという弁護活動が十分に有効に機能しうる手応えを感じた。このような手法が使えるケースは限られるかもしれないが、今後も恐れずにチャレンジしていきたい。